

2011/1/14

日本医用画像工学会における公募研究会の設置に関するお知らせ

会員各位

医用画像工学に関連する学術や医療機器産業の発展、開発技術の迅速な臨床利用などに資する研究会を学会内に設置できるようにいたします。設置する公募研究会は、正会員に対する公募により、常任幹事会の検討を経て決定いたします。詳細は以下の通りです。

1. 設置の条件

研究会は本学会の異なる機関に所属する本学会正会員5名以上をもって構成するものとする。また、申請者および代表者は、本学会正会員に限る。

2. 設置の公募

研究会の設置を希望する会員は、別紙の申請書に記載し、学会事務局へ提出する。公募期間は原則4月1日から6月30日とする。なお、緊急を要する案件等に対しては、この期間によらず適宜、受け付けるものとする。

3. 研究会の設置期間

研究会の設置期間は原則3年を限度とする。ここで、総会の翌日から翌年の総会までを1年とする。

4. 研究会の予算

学会から年間で原則10万円を支給する。提案に際しては、申請書および予算内訳書を提出する。なお、経理報告等の会計処理方法は、学会事務局の指示に従う。

5. 審査

公募期間締切後に申請書の内容を常任幹事会にて審査し、決定する。

6. 成果の報告

研究会の成果報告は日本医用画像工学大会における発表または日本医用画像工学会誌(MIT誌)への論文投稿を義務とする。

以上